ねんりんピック長崎２０１６広報物品貸出要領

（目的）

第1条　この要領は、ねんりんピック長崎2016（以下「大会」という。）の開催に向け、着ぐるみ等を活用した広報活動を展開することにより、広く県民の関心を高め、開催機運の醸成を図るため、広報活動に必要な広報物品の貸し出しについて必要な事項を定める。

（貸出物品）

第2条　貸し出しする広報物品は、「別紙1」のとおりとする。

（貸出機関）

第3条　広報物品の貸出は、ねんりんピック長崎2016実行委員会事務局（長崎県福祉保健部ねんりんピック推進課）が行う。

（貸出対象者）

第4条　貸出対象者は、県、県内各市町及び関係機関・団体のほか、貸出機関が適当と認めるものとする。

（使用承認等）

第5条　広報物品の借り受けを希望する場合は、あらかじめ「広報物品借受申請書」（様式第1号）を貸出機関に提出しなければならない。

2　貸出機関は、前項の申請書が適当と認められるときは、「貸出簿」（様式第2号）に記入の上、広報物品を貸し出すものとする。

なお、次のいずれかに該当する場合は、広報物品の貸出の目的に反するものとして広報物品の貸出を行わないものとする。

(1) 特定の政治、思想、宗教活動に使用されるおそれのある場合
(2) 特定の個人又は団体の売名に使用されるおそれのある場合
(3) 不当な利益をあげるために使用されるおそれのある場合
(4) 大会のイメージや品格をおとしめ、又は正しい理解を妨げるおそれのある場合
(5) 適正な使用方法に従って使用しないおそれのある場合
(6) 法令及び公序良俗に反するおそれのある場合
(7) ロゴ等を使用しようとする者が次のいずれかに該当する場合
　ｱ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
　ｲ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
　ｳ 役員等が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
　ｴ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
(8) その他承認することが不適当と貸出機関が認めた場合

3　貸し出しを受ける者（以下、「借受者」という。）は、広報物品を貸出機関から直接受け取り、直接返却することを原則とする。ただし、やむを得ず業者等に運搬を依頼する場合には、その費用は借受者の負担とする。

4　借受者は着ぐるみを使用した場合、使用後速やかに「着ぐるみ使用報告書」（様式3）を提出するものとする。

（貸出期間）
第6条　貸出期間は原則として5日以内とし、使用後は速やかに返却するものとする。

（貸出料金）
第7条　貸出料金は無料とする。

（注意義務）
第8条　借受者が広報物品を使用する場合には、善良な管理者の注意をもって取り扱うこと。また、借受者は、広報物品の使用及び使用後の手入れについて、「注意事項」（別紙2）を遵守して取り扱わなければならない。

（損害賠償）
第9条　借受者が広報物品を滅失、損傷・汚損等の損害を与えた場合には、現物又は修繕費用等の実費をもって負担させることがある。

（留意事項その他）
第10条　広報物品を借り受けする場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
(1)　借受者は、広報物品を使用して大会の広報を行わなければならない。特に着ぐるみを使用する場合は、次の各号を実施すること。
ア　着ぐるみを使用する場合は、「がんばくん」、「らんばちゃん」の紹介を行うこと。
イ　着ぐるみを使用する場合は、のぼり旗を近くに設置すること。
ウ　着ぐるみを使用する場合は、ねんりんピックのロゴが入った半被を着用すること。
(2)　借受者は、広報物品を使用して営利目的の活動を行ってはならない。
(3)　借受者は、広報物品を使用して大会のイメージや品格をおとしめ、又は正しい理解を妨げるおそれのある活動をしてはならない。
(4)　借受者は、広報物品を使用して法令、公序良俗に反し、又は反するおそれのある活動をしてはならない。
(5)　借受者は、広報物品を使用して特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は公認している誤解を招くおそれのある活動をしてはならない。
(6)　借受者は、広報物品を第三者に転貸してはならない。
(7)　貸出機関は、借受者が上記の事項に違反し、かつ、是正される見込みがないと認めるときは、当該使用を禁止し、貸出を取り消すことができる。

附則
この要領は，平成27年4月14日から施行する。

（様式１）

平成　　年　　月　　日

ねんりんピック長崎２０１６
実行委員会事務局長
（ねんりんピック推進課長）　様

（申請者）
団体名

代表者　　印

広報物品借受申請書

ねんりんピック長崎２０１６広報物品貸出要領に基づき、下記のとおり申請します。

借受を希望する物品	※借り受けを希望する（物品）と（数量）をご記入ください。			
使用目的	イベント名称			
	開催場所(施設名)			
	開　催　日　時			
	着ぐるみ稼動時間	時間　　分 ※着ぐるみ着用時間をご記入ください。		
	主な参加者		来場者数	約　　人
	使用目的と方法			
借用希望期間 （原則として５日以内）		平成　　年　　月　　日 ～ 平成　　年　　月　　日		
連絡先	住　　所			
	団　体　名			
	担当者氏名			
	電　話　番　号			
備　　考				

※申請する前に、必ず貸出機関へ在庫の有無を確認してください。
申請の際は、イベントの内容がわかるチラシ、資料等を添付してください。
着ぐるみを使用した場合は、**様式３「着ぐるみ使用報告書」**を提出してください。

（様式2）

広報関係備品貸出簿

年	月日	貸出物品	数量	貸出先	使用目的	申込者	所属部署	連絡先（TEL）	返却日	返却確認

（様式３）

平成　　年　　月　　日

この情報（作成者情報を除く）は、ねんりんピック長崎２０１６ホームページなど広報活動で使用します。

着ぐるみ使用報告書

イベント概要	着ぐるみを使用した日	平成　　年　　月　　日 （　　）
	イベント名称	
	使用場所	
	参加人数	約　　人
	イベント内容	
写真・写真説明	記録写真	（ﾒｰﾙ添付可）
	写真の説明	
作成者	団体名	
	担当者名	
	電話番号	

（提出方法）電子メールで提出願います。
（提出先）　ねんりんピック長崎２０１６実行委員会事務局　広報担当
（ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ）nenrin@pref.nagasaki.lg.jp
（電話番号）０９５－８９５－２４８５

（別紙１）

貸出物品

貸出物品名	規格等
１．着ぐるみ（がんばくん）	本体･収納サイズ（高さ78cm×横幅48cm×前後幅32cm）、バッテリー２本、半被 ※取扱説明書付き
２．着ぐるみ（らんばちゃん）	本体･収納サイズ（高さ78cm×横幅48cm×前後幅32cm）、バッテリー２本、半被 ※取扱説明書付き
３．半被（がんばくん）	着ぐるみ用
４．半被（らんばちゃん）	着ぐるみ用
５．のぼり旗	幅６０cm×高さ１８０cm
６．のぼりポール	約１６０cm（収納時）
７．のぼり台	40cm×40cm×高さ18cm（水タンク式）

（別紙２）

広報物品使用上の注意事項

１．着ぐるみ

（１）使用前

・装着方法等の「取扱説明書」に必ず目を通すこと。

（２）着脱するとき

ア）着脱の際は、更衣室を確保するなど関係者以外（特に子ども）の目に触れないよう注意すること。

イ）着用の際は、素肌が直接着ぐるみに触れないように、長袖、長ズボン、手袋等を着用すること。

ウ）着脱の際は、着ぐるみを破損しないよう細心の注意をもって取り扱うこと。（活動する際も同様である）

エ）がんばくんの帽子・らんばちゃんのりぼんの位置を完成写真でしっかりと確認し、着用する際には帽子・りぼんの位置を十分に注意すること。

オ）必ず事前に一度着用し、その手順や、動き方などを確認しておくこと。

（３）活動するとき

ア）当日の会場、天候及び体調等を考慮して適宜休憩をとり、交代要員を配置するなど、無理のない活動計画を立てること。

イ）会場の気温等を考慮し、こまめに水分補給を行うなど、十分な暑さ対策を講じること。

ウ）雨天時は、原則として屋外での使用を控えること。なお、使用中に雨天となった場合は、使用後に清潔なタオル等で水気を拭き去り、十分に乾燥させること。

エ）着用すると視界が狭いため、活動の際には必ず誘導者をつけること。
また、幼児等にぶつかったり、倒したりする恐れがあるので、急に振り向いたり、急に走り出すことは避けること。転倒にも十分注意すること。

オ）「がんばくん」、「らんばちゃん」のイメージを保つため、着ぐるみ着用時は声を出さないこと。また、品位を傷つけるような動きやポーズはしないこと。

カ）誘導者は、着ぐるみをたたいたり、押したりする人がいた場合には、直ちに制止するとともに、再発防止に努めること。

キ）着用が不完全な状況で出演したり、着用していない時も着ぐるみのパーツを人の目に触れるところに置かないこと。

（４）使用後

ア）消臭スプレー等を使用して、風通しの良いところで陰干しし、十分に乾燥させてから返却すること。

イ）汚れた場合は、汚れを十分に落とすこと。

ウ）屋外で使用した後は、靴底の汚れを必ずぞうきん等で拭き取ること。
エ）破損したり、部品を無くした場合は、貸出機関に申し出ること。
オ）返却する際に、「着ぐるみ使用報告書」（様式３）を提出すること。

（５）その他
ア）型くずれしないよう、輸送や保管の際には取り扱いに十分留意すること。
イ）身長 170 ㎝以下の人が着用した方が、より可愛らしく見えます。

２．のぼり、横断幕
（１）使用時
ア）荒天時は原則として使用を控えること。
イ）のぼりを設置する際、転倒防止に十分留意すること。

（２）使用後
ア）汚れた場合は、汚れを十分に落とすこと。
イ）雨水等で濡れた場合は、十分に乾燥させること。
ウ）のぼりは、旗、ポール、台を組み立て前の状態に戻し、旗は一枚ずつ折りたたむこと。
エ）破損したり、部品を無くした場合は、貸出機関に申し出ること。